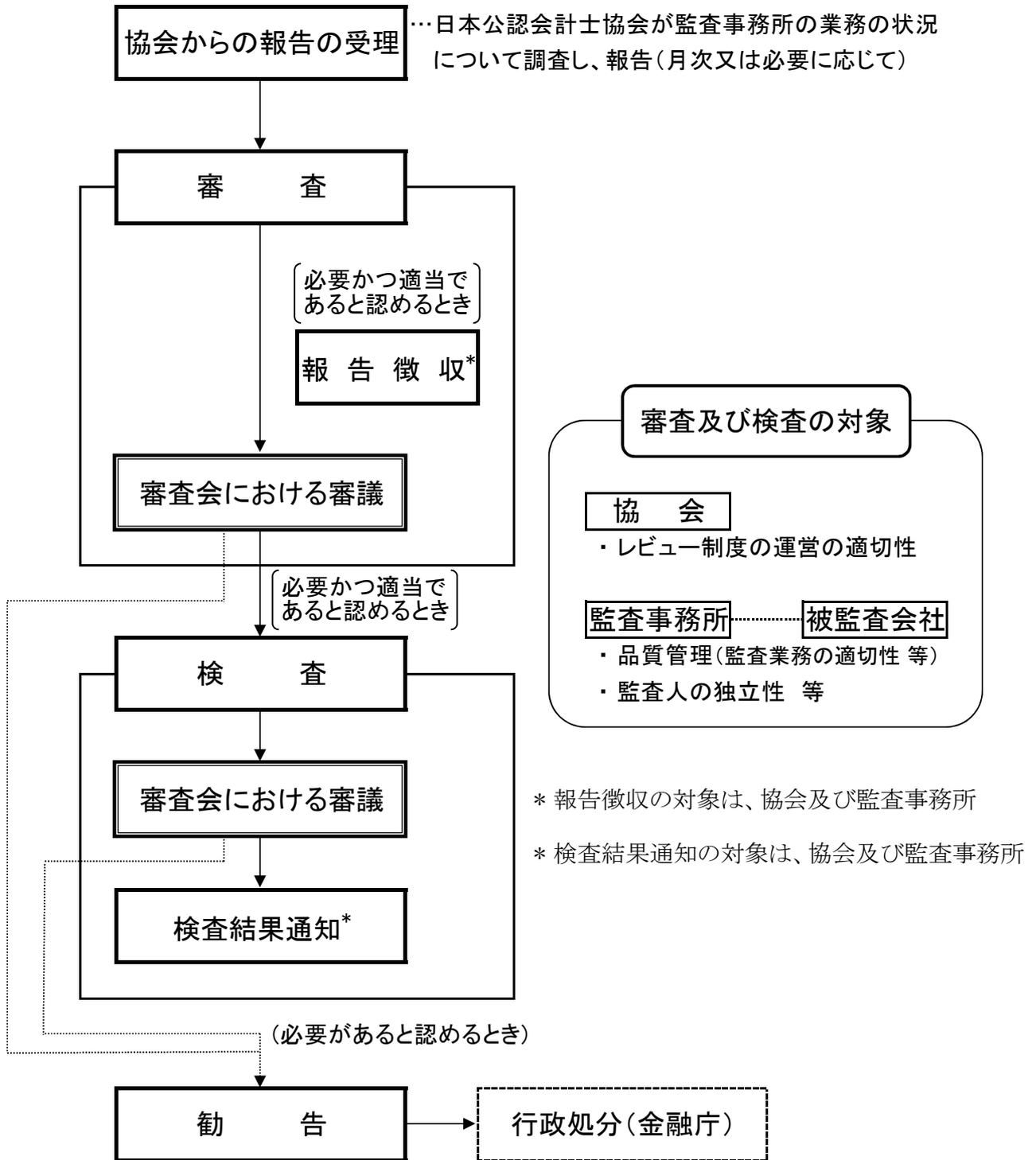


品質管理レビューの審査及び監査事務所等に対する検査手続



※ 審査・検査の実務については、会長及び委員の指揮の下、事務局において行っている。

監査事務所等モニタリング基本方針

— 監査品質の持続的な向上の促進 —

〔 公認会計士・監査審査会
令和4年5月20日 〕

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成16年4月の発足以来6期18年にわたり、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上に取り組んでいる。

審査会第7期（令和4年4月～令和7年3月）においては、以下に示す公認会計士及び監査法人（以下「監査事務所」という。）をめぐる環境やモニタリングの目的及びその達成に向けた考え方を踏まえて監査事務所に対するモニタリング¹を実施することにより、投資者の資本市場に対する信頼の向上を図り、我が国経済の一層の発展に寄与していくこととする。

【監査事務所をめぐる環境】

監査事務所をめぐる環境は、急速な変化をみせている。社会全体のデジタル化の進展に伴い、監査の品質の確保・向上や監査業務の効率化のため、大手監査法人²を中心に、監査業務のデジタル化が進められているとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、リモート環境下における監査が急速に進んでいる。さらに、ウクライナ情勢などの国際情勢の変化が、グローバルに事業展開する企業に対する監査にも影響を及ぼすことが確認されている。

また、監査の品質向上とその信頼性確保に向けた取組が継続的に進められてきており、監査報告書における「監査上の主要な検討事項（KAM）」や「その他

1 モニタリングとは、検査と検査以外のモニタリングの両方を包含している。検査以外のモニタリングは、監査事務所に係る報告徴収・ヒアリング及び金融庁関係部局、日本公認会計士協会、会計監査に係る業界団体等との意見交換・連携並びに監査事務所との対話を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。

2 審査会では、監査事務所をその規模に基づき、以下の3つに分類している。

- ・大手監査法人：上場会社を概ね100社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上いる監査法人。本基本方針では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限責任監査法人及びPwCあらた有限責任監査法人の4法人を指す。
- ・準大手監査法人：大手監査法人に準ずる規模の監査法人。本基本方針では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及びPwC京都監査法人の5法人を指す。
- ・中小規模監査事務所：大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所。

の記載内容」に関する監査基準等の改訂、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入等を内容とする「監査に関する品質管理基準」の改訂、報酬等に関する独立性の強化等を内容とする倫理規則の改正などが行われている。さらに、サステナビリティ情報等の非財務情報に対する投資家の関心がますます高まっている。

このような状況の中、上場会社の監査においては、大手監査法人から準大手監査法人又は中小規模監査事務所への交代の動きが継続しており、上場会社監査の担い手として、より大きな役割を果たしつつある準大手監査法人及び中小規模監査事務所においては、監査品質の確保・向上が急務となっている。また、監査事務所では、社会からの監査品質に対する期待の高まりを踏まえ、会計不正検知のためのツールの開発・導入など会計不正に対応するための取組が進められている。

【モニタリングの目的及びその達成に向けた考え方】

審査会のモニタリングは、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して実施することにより、監査事務所自らによる監査の品質の確保・向上を継続的に促し、資本市場における監査の信頼性の確保を図ることを目的とする。

モニタリングの実施に当たっては、個別の監査意見の適否そのものを主眼とするのではなく、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）による品質管理レビューの一層の実効性向上を促すとともに、監査事務所の規模、業務管理態勢及び被監査会社のリスクの程度を踏まえた効果的・効率的なモニタリングを通じて、監査事務所の監査の品質管理を含む業務の適正な運営の確保を図ることとする。

その際、監査事務所の実施する監査が、監査の基準に形式的に準拠しているかにとどまらず、会計不正等を見抜くような職業的懐疑心を発揮しているかなど、監査の品質の確保・向上に向けて監査事務所が構築した品質管理態勢が実効的なものとなっているかを重視する。また、監査事務所の組織風土の形成に大きな影響を与えるトップの方針等、監査事務所のガバナンスが監査事務所の業務の適正な運営の確保に資するものとなっているかを重視する。さらに、協会による品質管理レビューや審査会によるモニタリングを通じて検出された問題点について、監査事務所が根本的な発生原因を究明し、適切な改善に取り組んでいるかを重視する。

審査会は、金融庁関係部局や協会、会計監査に係る業界団体等（以下「関係機関」という。）との意見交換や連携、監査事務所との対話、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）³や外国監査監督当局との連携により情報を収集するほ

3 平成 18 年に設立された、監査事務所の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される国際機

か、得られた情報をモニタリングに活用する。また、モニタリングにより把握した有益な情報については、関係機関と共有するほか、広く一般に向けても積極的に提供する。さらに、モニタリングにおけるデジタル技術の積極的な活用に努める。

審査会は、上記を踏まえ、第7期における監査事務所等モニタリング基本方針を以下のとおり定める。また、本基本方針を踏まえ、事務年度（7月から翌年6月まで）ごとに「監査事務所等モニタリング基本計画」を策定する。

なお、本基本方針の内容については、今後、関係法令等の見直しに合わせ、所要の改正を行う場合がある。

1. モニタリング基本方針（検査以外の基本方針）

審査会は、協会から品質管理レビュー結果の報告を受理し、必要と認めるときは当該報告に関して報告徴収を行う。また、金融庁関係部局、協会、関係機関との意見交換や連携、監査事務所との対話を通じて情報を収集するとともに、課題や問題意識を共有する。

さらに、収集した情報の分析により、監査事務所の実態やリスクを的確に把握するとともに、より効果的かつ効率的な検査を実施する。

こうした取組を通じて、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。

(1) 協会の品質管理レビューの検証等

審査会は、協会の品質管理レビューの実効性の検証を行い、検証結果については意見交換等を通じて協会と共有し、監査の品質の確保・向上に向けた協会の対応等を促している。協会においては、審査会との意見交換等を通じて、通常レビューの実施頻度を短縮又は伸長するなど品質管理レビュー態勢の強化・改善に取り組んできている。

このような連携が、協会による品質管理レビューの指導・監督機能の更なる発揮に資するよう、審査会においては、品質管理レビューの実効性や品質管理レビューの結果に対する改善施策の効果を検証し、その検証結果等について引き続き意見交換等を行うこととする。

また、審査会検査と品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するものとなるよう、上場会社監査事務所登録制度の運用を担う協会による品質管理レビューの在り方、両者の役割やそれを踏まえた深度ある連携

関であり、事務局は東京に置かれている。当局間の協力・連携を通じ、監査の品質をグローバルに向上させることを目的としている。令和4年4月末時点で、我が国を含む54か国・地域の監査監督当局がメンバーとなっている。

等に関しても、協会との議論を進めていくこととする。

(2) 報告徴収

我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を促すためには、報告徴収を有効に活用して監査事務所の最新情報を収集し、監査事務所が直面している課題等を常に把握する必要がある。このような考え方や、監査事務所における適切な業務管理態勢・品質管理態勢（以下「業務管理態勢等」という。）の構築を促す観点から、監査事務所の規模や特性、審査会検査及び品質管理レビューの結果等を勘案し、監査事務所における業務管理態勢等の整備・運用状況（改善措置の実施状況を含む。）について効果的な報告徴収を実施する。その際、検査と同等の効果が得られるよう、必要に応じて、報告内容に係るヒアリングを併せて実施する。

ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、検査の効率性に資するため、業務管理態勢等に関する定量的・定性的な情報を報告徴収により定期的に把握し分析する。特に、実効的なガバナンスと有効に機能するマネジメントの下での業務管理態勢等の整備・運用状況（デジタル技術を活用した監査手法の開発などの業務の効率化に向けた取組、人材育成や人員確保に係る取組を含む。）について情報収集を行う。また、サイバーセキュリティ対策についても把握する。

イ 中小規模監査事務所に対しては、品質管理レビューの結果等に基づき報告徴収を実施し、業務管理態勢等の状況について、監査事務所ごとの規模や特性を踏まえた情報を収集し分析を行う。特に、近年、上場会社監査を担う中小規模監査事務所が増加していることから、上場会社監査の担い手として適切な業務管理態勢等が構築されているかという観点から、監査契約の新規締結に係る方針、電子監査調書の導入等のデジタル化や監査資源の確保の状況などを把握する。また、中小規模監査事務所においてはトップの影響力が特に強いことから、監査の品質に対するトップの認識についても把握する。

ウ 中小規模監査事務所に対して検査結果として通知した問題点については、検査結果通知の一定期間後に、その対応状況を報告徴収により把握し、監査事務所の自主的な改善を促す。

エ 検査の結果、業務運営が良好でないと認められ、特に早急に改善する必要がある監査事務所については、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、速やかな改善を促す。

(3) 監査事務所との定期的な対話等

審査会は、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を通じて業務運営に係る情報収集を行うほか、監査をめぐる課題、問題意識の共有を図っているところである。経営層は、監査事務所の組織風土に大きな影響を与える存在であり、こうした経営層との継続的な対話は、監査事務所自らの監査の品質の確保・向上を促す観点から極めて重要であるため、今後も深度ある対話が行われるよう努める。

なお、監査事務所との対話の際には、市場関係者が有益な情報を得られるよう、監査事務所自らが開示する品質管理に係る情報の一層の充実や、積極的な情報発信を促すこととする。

また、このような監査事務所との定期的な対話だけでなく、関係機関との積極的な意見交換や連携にも努める。

2. 検査基本方針

審査会は、監査事務所の態様や被監査会社のリスクの程度等に応じた検査を実施するとともに、デジタル技術を活用するなど、効果的・効率的な検査の実施に努める。また、検査以外のモニタリングと一体的に運用することにより、監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を図る。

検査の実施に当たっては、以下の事項を踏まえ、「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」等に従い、適切な手続により検査を実施することとする。また、検査先である監査事務所から意見を聴取する検査モニター⁴を実施し、検査の適切性を確保するとともに、効率性の高い検査のための参考とする。

(1) 検査の実施

ア 大手監査法人については、大規模な上場会社の監査を多く行うなど資本市場において重要な役割を担っていることに鑑み、原則として毎年検査を実施する（通常検査とフォローアップ検査を交互に実施する。）。

フォローアップ検査については、原則として、通常検査における指摘事項に対する改善施策の検証を中心に実施することとする。また、直前の通常検査の結果等を勘案の上、検査の実施の必要性が低いと判断した場合には、検査に代えて報告徴収により改善に向けた取組を確認することとする。

4 検査対象先から意見を受けることにより検査の実態を把握し、適切な検査の実施を確保するとともに、効率的な検査の実施に資することを目的として、立入検査着手日以降、検査結果を通知するまでの期間に検査対象先を訪問するなど、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行う。

イ 準大手監査法人については、相当数の上場被監査会社を有し、資本市場において一定の役割を担っていることに鑑み、定期的に（原則として3年に一度）検査を実施する。

ウ 中小規模監査事務所については、協会の品質管理レビュー結果のほか、監査事務所の業務管理態勢等や上場被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。なお、上場会社監査の担い手としての役割が増大していることから、中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用に努める。

エ 上記のほか、監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

（2）検査の着眼及び留意点

ア 品質管理基準の改訂等により求められる「品質マネジメントシステム」⁵に関し、導入に向けた監査事務所における準備・対応状況を把握するとともに、導入後における整備・運用状況を検証する。

上記のほか、監査の基準の改訂等に伴い必要となる手続等について、監査事務所が適切に対応しているかを検証する。

イ 大手監査法人及び準大手監査法人においては、監査現場まで本部の施策を浸透させることなどに課題がみられる。また、中小規模監査事務所においては、被監査会社のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力を含めた監査資源などに課題がみられる。このため、監査事務所における品質管理のための措置が、当該監査事務所の規模や特性に応じ適切なものとなっているか検証する。

ウ 監査事務所のトップを含む経営層の方針や品質管理に係る認識は、監査事務所の組織風土の形成や業務管理態勢等の整備・運用状況に大きな影響を与えており、監査の品質を重視する意識が十分でない等の場合には、監査事務所の業容の拡大に業務管理態勢等の構築が追い付いていないなどの問題がみられる。このため、監査事務所のトップを含む経営層の方針や品質管理に係る認識・対応を把握するとともに、監査事務所の業務管理態勢等に与えている影響等を検証する。

5 「品質マネジメントシステム」とは、監査事務所において、①品質目標を設定し、②品質目標の達成を阻害する品質リスクを識別して評価し、③評価した品質リスクに対処するための方針又は手続を定め て運用し、④不備があれば根本原因分析に基づき改善するとの管理手法をいう。

エ 監査事務所が実施した監査手続については、監査実施者が、監査の基準や監査の基準が求める水準を十分に理解した上で監査手続を実施しているかを検証する。特に、監査の基準に形式的に準拠しているかにとどまらず、被監査会社の事業上のリスクを常に注視して監査上のリスクを評価しているか（リモート環境下における監査業務への影響に係る評価及び対応を含む。）など、職業的懐疑心を発揮しているかを検証する。

オ 監査事務所自らが有効な品質管理の改善を継続していくためには、問題点の対症療法的な改善に終始するのではなく、監査事務所の業務管理態勢等の実態を踏まえた根本原因の究明が重要である。そのため、監査事務所に対し不備事項を指摘する際にはその内容を的確に伝達し、当該監査事務所における根本原因分析に資するように留意する。

3. 外国監査法人等に対するモニタリング基本方針

(1) 外国監査監督当局等との連携

外国監査法人等⁶に対するモニタリングにおいては、監査監督上の多国間情報交換枠組み（MMOU）⁷や二国間の情報交換の枠組み（EoL）⁸の活用により積極的に情報共有を行うとともに、外国監査監督当局や国際機関等と密接に連携しながら、円滑かつ効果的な実施に努める。

また、IFIAR における議論への積極的な参加や外国監査監督当局との連携を通じて、グローバルネットワーク等の動向についての情報を収集するとともに、外国監査監督当局による監査監督手法等を把握し、審査会によるモニタリングに活用する。

(2) 報告徴収及び検査

審査会は、外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、情報交換等に係る取極め等により必要な情報が得られ、相互主義が担保される場合には、当該国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとするが、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、外国監査法人等に対する報告徴収及

6 外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者として金融庁長官に届出をした者。

7 令和4年4月末時点で、22か国・地域の監査監督当局が多国間情報交換枠組みに関する覚書に署名している。

8 令和4年4月末時点で、9か国の監査監督当局との間で書簡交換を実施している。

び検査を実施する。

なお、報告徴収及び検査の実施に当たっては、「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」等に従い、適切な手続により実施することとする。

4. モニタリング情報の提供方針

監査の品質の確保・向上を促すためには、検査結果を監査事務所に的確に示すことに加え、モニタリングの成果を金融庁関係部局、協会、関係機関と共有するほか、広く一般に向けても積極的に提供し、会計監査への関心や理解を深めていくことも重要である。審査会は、このような観点から、モニタリング情報の発信やその充実に努めることとする。

ア 監査事務所に通知する検査結果については、監査事務所が指摘内容等を的確に理解し、被監査会社の監査役等への伝達を適切に行えるよう⁹、また、被監査会社の監査役等が当該監査事務所の品質管理の状況や指摘内容等を的確に把握できるよう、検査結果の記載内容の充実に努める。

イ 審査会は、市場関係者等が会計監査に対する理解を深めることに資するよう、モニタリングの成果等を「モニタリングレポート」として取りまとめ、毎年公表している。今後も、広く一般に理解されるよう利用者のニーズも踏まえながら、情報の充実や発信に努める。

ウ 審査会は、監査事務所における監査の品質の確保・向上を図るための自主的な取組に資するよう、検査における指摘事例等を「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、毎年公表している。今後も、最新の指摘事例を追加するなど、監査事務所の改善取組の参考となるよう内容の充実に努める。また、全国の協会地域会等での講演等を引き続き実施するほか、市場関係者等に対する発信にも努める。

以上

⁹ 監査事務所が検査結果等を第三者へ開示する場合は、審査会の事前承諾が必要である。ただし、被監査会社の監査役等に対して、審査会検査における指摘の有無及び検査結果通知書の「特に留意すべき事項」の内容をそのまま伝達する場合などは、審査会の事前承諾を不要としている。

令和 4 年 7 月 15 日
公認会計士・監査審査会

令和 4 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査の品質の確保と実効性の向上を図るため、監査事務所等モニタリング基本方針¹に掲げた目的及び視点並びに監査事務所をめぐる環境を踏まえて、令和 4 事務年度（令和 4 年 7 月～令和 5 年 6 月）における監査事務所等モニタリング基本計画を策定する。

1 監査事務所をめぐる環境

(1) 監査業務の動向

ア 監査におけるデジタル化の進展

- ・ 近年、社会全体のデジタル化の進展に伴い、デジタル技術を用いた監査ツールの開発・導入が進められている。具体的には、AI を用いて過去の不正事例を分析し会計不正の発生リスクを数値化するツールや、証憑突合を行うツール等が開発・導入されている。また、デジタル技術を活用した残高確認のための共通プラットフォームや、共通電子監査調書システムの整備・導入が進められるなど、監査現場においてデジタル技術の活用が進められている。
- ・ 監査のデジタル化の進展により、不正検知等における手続の実効性が向上するとともに、公認会計士が、職業的専門家としてのより高度な判断（会計上の見積り等）や、経営者との深度あるコミュニケーションにより多くの時間を割くことが可能となり、監査資源（人的資源、テクノロジー資源及び知的資源等）の効果的かつ効率的な配分を実現していくことが期待される。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に浸透したリモート環境下での監査とともに、監査事務所における働き方改革につなげていくべきとの指摘もある。
- ・ 一方、デジタル化の進展に伴い、サイバー攻撃による脅威が増加している。被監査会社等の機密情報を取り扱う監査事務所においては、サイバー攻撃の高度化・悪質化に適切に対応したサイバーセキュリティ対策を講じる必要がある。

1 審査会が実施するモニタリングについて、各期における視点や目標、基本的な方針を定めるもの。第 7 期（令和 4 年 4 月～令和 7 年 3 月）については、令和 4 年 5 月 20 日に策定・公表。
(<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kihonkeikaku/20220520/20220520.html>)

イ 新型コロナウイルス感染症や国際情勢が監査業務に与える影響

- ・ 令和2年3月頃からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、棚卸立会、残高確認、海外子会社に係るグループ監査等において監査上の制約が生じたが、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）は、「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項」、「リモートワーク対応」等を随時公表するなどの対応を行い、また、監査事務所においても、リモート環境下での監査を実施するなどの対応を重ねてきている。
- ・ 近時のウクライナ情勢や上海におけるロックダウンなどの国際情勢は、グローバルに事業を展開する企業の事業活動のみならず、ロシアからの4大グローバルネットワーク²の撤退等を含め、監査業務にも影響を及ぼしている。協会は、令和4年4月、最近の国際情勢下での事象の発生を踏まえたリスク評価の修正要否の検討等に関する留意事項を整理したものとして、「2022年3月期監査上の留意事項（ウクライナをめぐる現下の国際情勢を踏まえた監査上の対応について）」を公表するなどの対応を行っている。

ウ 不適切会計事案の状況

不適切な会計処理等に関する適時開示を行った上場会社数は、引き続き50社を上回る状況が続いている。その中には、IPO準備段階から関与していた監査人が被監査会社による不適切な会計処理を発見できなかった事案で、原因として、被監査会社との関係性による職業的懐疑心の低下が疑われるものもみられる。

不適切会計の発生要因としては、海外を含むグループ会社に対する管理が十分でないなど、企業におけるコーポレート・ガバナンスや内部統制の機能不全が挙げられる。

財務諸表の作成責任及び内部統制の整備・運用責任は経営者にあることは当然である。監査事務所においても、被監査会社の内部統制を評価する際には、事業の特性や企業の置かれた環境を深く理解した監査手続の実施が一層重要となっているほか、内部統制の不備を発見した場合には、被監査会社に適時に報告することが求められる。

エ 上場会社監査の担い手の変化

- ・ 上場会社の監査においては、大手監査法人³のシェアが時価総額ベー

2 世界的に展開する会計事務所のネットワークのうち、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG 及び PricewaterhouseCoopers の4つのグローバルネットワークを指す。これらに BDO、Grant Thornton を加えたものを6大グローバルネットワークという。

3 審査会では、監査事務所をその規模に基づき、以下の3つに分類している。

スで9割を超える状況が続く中、上場会社の監査人の交代件数（監査法人間の合併によるものを除く。）は、年間で220件を超え、また、大手監査法人から準大手監査法人や中小規模監査事務所への交代が大勢を占める状態が続いている。

交代の要因については、被監査会社側におけるものとして、監査報酬、継続監査期間、自社の事業規模との均衡等を踏まえた監査人の見直しが挙げられる。また、監査事務所側における要因として、大手監査法人におけるクライアント・ポートフォリオ（監査関与先の構成）の見直し等が挙げられる。

このように、上場会社監査の担い手の裾野が広がる中、中小規模監査事務所を含め、上場会社監査の担い手全体における監査の品質の確保・向上が急務となっている。また、交代に当たっては、「監査人の交代」（監査基準委員会報告書900）に従い、前任・後任監査人間での引継等が適切に行われる必要がある。

- ・ 令和3年1月から同年12月までの期間における新規上場会社数は125社と、前年を上回っており、新規上場監査においても、準大手監査法人や中小規模監査事務所のシェアが増加する傾向にある。

オ 会計・開示をめぐる動向

- ・ 収益認識との関係では、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」が、令和3年4月以降に開始する年度から適用されている。監査人においては、不正による重要な虚偽表示リスクの識別・評価に当たり、収益認識には不正リスクがあるとの推定に基づく検討が求められており、収益認識に係る監査手続においては、十分な職業的懐疑心を保持した対応が求められる。
- ・ サステナビリティ情報等の非財務情報に対する投資家の関心が高まる中、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が、気候変動に関するサステナビリティ開示基準案の市中協議を開始するなど、国際的な開示基準の策定に向けた動きが進んでいる。サステナビリティ情報等の非財務情報については、財務情報に対する保証業務に従事してきた公認会計士が、非財務情報の保証においても一定の役割を果たすことを期待する声がある。今後、国際的な開示基準・保証基準の開発の動向を見据えながら、非財務情報に対する保証業務のあり方等に関する

・ 大手監査法人：上場会社を概ね100社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上いる監査法人。本基本計画では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限責任監査法人及びPwCあらた有限責任監査法人の4法人を指す。

・ 準大手監査法人：大手監査法人に準ずる規模の監査法人。本基本計画では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及びPwC京都監査法人の5法人を指す。

・ 中小規模監査事務所：大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所。

議論が進められることが想定される。

- ・ 四半期開示については、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（令和3年度）等において、金融商品取引法に基づく四半期報告書を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化する方向での議論・検討が進められ、令和4年6月には、「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告 ー中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けてー」が公表されている。
- ・ 令和4年5月、上場会社監査に関する法律上の登録制の導入や審査会に委任される立入検査等の権限の見直し等に関し、公認会計士法が改正された。

（2）監査の品質の確保・向上に向けた取組

ア 品質管理基準等の改訂等

近年、会計監査の品質の向上とその信頼性確保に向けた取組が継続的に進められている。

- ・ 「監査上の主要な検討事項（KAM）」については、令和3年3月決算に係る財務諸表の監査から、上場会社等の監査報告書への記載が求められている。そのような中、金融庁は、同決算に係る監査報告書中のKAMの記載の分析のほか、「KAMに関する勉強会」における議論を踏まえ、令和4年3月、「監査上の主要な検討事項（KAM）の特徴的な事例と記載のポイント」を公表している。
- ・ 令和2年11月の監査基準の改訂により、財務諸表等以外の情報である「その他の記載内容」に係る手続きが明確化されたほか、監査におけるリスク・アプローチの強化が図られた。前者については令和4年3月決算に係る財務諸表の監査から、後者については令和5年3月決算に係る財務諸表の監査から適用されることとなっている。
- ・ 国際的な品質管理に関する基準である「国際品質マネジメント基準第1号」（ISQM1、監査事務所における品質マネジメント）、「国際品質マネジメント基準第2号」（ISQM2、審査）及び「監査業務における品質管理」（ISA220）の改訂等を踏まえ、令和3年11月に、企業会計審議会総会において、品質管理基準の改訂が承認されている。改訂後の品質管理基準では、監査事務所自らが、①達成すべき品質目標を設定し、②当該品質目標の達成を阻害し得るリスクを識別・評価の上、③評価したリスクに対処するための方針又は手続きを定め、これを実施するという、リスク・アプローチに基づく品質管理システムが導入されている。また、当該改訂を受け、協会は、令和4年6月、「監査事務所における品質管理」（品質管理基準委員会報告書第1号）及び「監査業務における品質管理」（監査基準委員会報告書220）の改正並びに「監

査業務に係る審査」(品質管理基準委員会報告書第2号)を公表している。

- ・ 職業倫理については、国際会計士倫理基準審議会により「職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む。)」が公表されている。協会は、当該公表を受け、現行の4つの関連規則・指針(「倫理規則」、「独立性に関する指針」、「利益相反に関する指針」及び「違法行為への対応に関する指針」)を一本化するとともに、審査担当者等の客観性確保に関する規定の新設や報酬依存度に係る規定の改正等を内容とする、「倫理規則」の改正を予定している。

イ 監査法人のガバナンス態勢等

「監査法人の組織的な運営に関する原則」(以下「ガバナンス・コード」という。)は、平成29年3月、監査法人における実効的なマネジメント機能の促進を目的に策定されたものであり、これまでに、大手監査法人4法人及び準大手監査法人5法人のほか、中小監査法人9法人が採用している。

なお、現行のガバナンス・コードについては、金融審議会公認会計士制度部会報告において、大手監査法人を念頭に策定されていることに留意し、準大手監査法人・中小監査法人における上場会社監査の品質確保にも資するコードとなるよう、また、監査法人の規模等に応じた実効性のある規律を求めるコードとなるよう、必要に応じて、その内容に改訂すべき点がないか検討されるべきである、との指摘がなされている。

(3) 監査事務所における品質管理の現状

- ・ 審査会では、平成28事務年度の検査から、検査結果通知書に監査事務所の業務運営に関する総合評価⁴を5段階に区分して記載している(フォローアップ検査を除く。)
- ・ 大手監査法人及び準大手監査法人の検査結果をみると、総合評価の最上位の区分に該当するものはなく、上位2番目又は3番目の区分のいずれかに該当している。一方、中小規模監査事務所については、リスクベースに基づき検査先を選定していることなどもあり、上位3番目以下の

4 検査結果通知書の「特に留意すべき事項」は、業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務における不備の概要で構成され、これらの状況に応じて総合評価を付している。総合評価は、次の5段階に区分し、それぞれの区分ごとに次の評価文言を付している。

①最上位の区分：「良好であると認められる(総合評価：1)」

②上位2番目の区分：「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる(総合評価：2)」

③上位3番目の区分：「改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない(総合評価：3)」

④上位4番目の区分：「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある(総合評価：4)」

⑤最下位の区分：「著しく不当なものと認められる(総合評価：5)」

区分に、その多くが該当している。

- ・ 大手監査法人においては、品質管理の主体を本部品質管理部門から、より監査現場に近い事業部へ移していく傾向にあり、最近の検査結果をみると、本部品質管理部門と事業部との連携や、改善施策の監査現場への浸透状況・実効性の検証等が課題となっている。
- ・ 準大手監査法人においては、組織的な対応のための体制整備を行ってきたものの、品質管理部門と事業部とのコミュニケーション不足、公認会計士等でない事務職員の活用拡大や、それに伴う教育・訓練などの人材育成上の課題がみられる。また、トップを含む経営層において、品質管理の確保・向上に対する意識や、品質管理部門との連携の必要性についての認識が不十分であるなどの課題もみられる。
- ・ 中小規模監査事務所では、組織的・一体的な業務管理態勢・品質管理態勢を構築する必要性が十分に認識されていない状況、職業倫理の遵守を重視する組織風土の醸成に向けてリーダーシップが発揮されていない状況や、現行の監査の基準が求めている品質管理や監査手続の水準に対する理解が不足している状況がみられる。また、一部の監査事務所においては、監査上のリスクの高い上場会社に対する監査業務を適切に実施する態勢が十分でない状況がみられる。
- ・ 個別監査業務においては、監査事務所の規模を問わず、会計上の見積り、不正リスク及びグループ監査に係る監査手続に関する不備が継続的に認められている。

(4) 国際的な監査監督機関等の動向

審査会及び金融庁は、我が国資本市場の国際的な地位向上等の観点から、東京に本部事務局を有する監査監督機関国際フォーラム (IFIAR)⁵に必要支援を行っている。IFIAR は、6大グローバルネットワークと継続的に対話を行うほか、審査会を含む監査監督当局が実施した検査における指摘事項を取りまとめた「2021年検査指摘事項報告書 (Survey of Inspection Findings 2021)」を公表するなど、グローバルでの監査の品質の確保・向上に取り組んできている。

5 平成 18 年に設立された、監査事務所の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される国際機関であり、事務局は東京に置かれている。当局間の協力・連携を通じ、監査の品質をグローバルに向上させることを目的としている。令和 4 年 6 月末時点で、我が国を含む 54 か国・地域の監査監督当局がメンバーとなっている。

2 令和4事務年度監査事務所等モニタリング基本計画の考え方

(1) モニタリングにおいて重視する事項

本事務年度のモニタリング⁶においては、以下の事項を重視する。

ア 業務管理態勢

① 監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメント

監査の品質を持続的に向上させるためには、トップ自らがリーダーシップを発揮し、監査の品質や職業倫理の遵守を重視する組織風土を醸成させるとともに、組織的・一体的な業務管理態勢・品質管理態勢を構築することが重要であることから、トップの姿勢を含む、経営層の認識及びそれを具体的な施策等に反映させているかなどを重点的に検証する。

② 業務管理態勢の実効性

業務管理態勢が、実効的なガバナンスと有効に機能するマネジメントの下で整備・運用され、監査の品質の確保・向上に資するものとなっているかについて重点的に検証する。特に、ガバナンス・コードを採用している監査法人については、ガバナンス・コードを踏まえて整備されたガバナンス態勢の実効性に関連して、引き続き、独立性を有する第三者を構成員とする監督・評価機関の活動状況（組織的な運営の実効性に関する評価への関与の状況、内部・外部からの通報の検証等への関与の状況）等に重点を置いて検証する。

イ 品質管理態勢

① 品質管理態勢の実効性

監査事務所の実施する監査が、形式的に監査の基準に準拠しているというだけではなく、会計不正等を見抜くような職業的懐疑心を真に発揮するものとなっているかなど、監査の品質の確保・向上に向けて監査事務所が構築した品質管理態勢が実効的なものとなっているかについて重点的に検証する。

② 品質管理基準等の改訂等への対応状況

改訂後の品質管理基準については、公認会計士法上の大規模監査法

6 モニタリングとは、検査と検査以外のモニタリングの両方を包含している。検査以外のモニタリングは、監査事務所に係る報告徴収・ヒアリング及び金融庁関係部局、日本公認会計士協会、会計監査に係る業界団体等との意見交換・連携並びに監査事務所との対話を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。

人においては、令和5年7月以降に開始する年度からの適用が、また、当該監査法人以外の監査事務所においては、令和6年7月以降に開始する年度からの適用が予定されている（早期適用を妨げるものではない。）。このため、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入に向けた準備・対応状況について重点的に確認する。

③ 監査資源の確保・育成及び配分（職場環境の整備状況、離職率低減に向けた取組を含む。）

監査の品質の確保・向上を図るためには、被監査会社の数、監査上のリスク等に見合った十分な監査資源を確保・育成の上、これを適切に配分することが重要である。このことに鑑み、職場環境の整備状況、離職率低減に向けた取組、監査報酬に係る方針を含め、監査事務所における監査資源の確保・育成及び配分の状況を重点的に検証する。

④ 監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等

上場会社の監査人の交代件数（監査法人間の合併によるものを除く。）は、年間で220件を超える中、大手監査法人から準大手監査法人や中小規模監査事務所への交代が引き続き大勢を占めている状況を踏まえ、上場被監査会社との監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯（大規模上場会社又は監査上のリスクの高いと思われる上場会社との監査契約の新規受嘱に係る経緯等）、新規受嘱時におけるリスク評価や監査報酬に係る決定過程等の適切性、監査実施態勢の整備状況、引継の実施状況について重点的に検証する。

⑤ 新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢による影響等を踏まえた対応状況

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、棚卸立会、残高確認、海外子会社に係るグループ監査等において監査上の制約が生じていることや、近時のウクライナ情勢や上海におけるロックダウンなどの国際情勢が、監査業務にも影響を及ぼしていることを踏まえ、協会公表の留意事項等（「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項」、「リモートワーク対応」、「2022年3月期監査上の留意事項」等）を踏まえた対応状況を重点的に検証する。

⑥ デジタル技術を活用した監査ツールの導入状況（サイバーセキュリティ対策の実施状況を含む。）

監査のデジタル化の進展により、不正検知等における監査手続の実効性が向上するとともに、監査資源の効果的かつ効率的な配分が実現

していくことが期待されることに鑑み、大手監査法人・準大手監査法人へのモニタリング等を通じて、デジタル技術を活用した監査ツールの開発・導入状況等を継続して把握する。併せて、監査事務所において、サイバー攻撃の高度化等に見合った、適切なサイバーセキュリティ対策が講じられているかについて確認する。

⑦ 倫理規則の改正への対応状況

改正後の倫理規則については、原則、令和5年4月からの適用が予定されていることを踏まえ、倫理規則の改正への対応状況（審査担当者等の客観性確保や報酬依存度に係る規定の新設・改正に向けた対応状況等）を重点的に確認する。

ウ 個別監査業務

① 不正リスクに係る監査手続の実施状況

不適切な会計処理事案の発生状況等に鑑み、不正リスクに係る監査手続の実施状況（不正を実行する動機やプレッシャー、又は不正を実行する機会を与える事象や状況といった不正リスク要因の識別や、不正による重要な虚偽表示リスクの評価において、より注意深く、批判的な姿勢で、十分に職業的懐疑心を発揮しているか、また、識別したリスクに対応する監査手続を適切に立案・実施した上で、十分かつ適切な監査証拠を入手しているか）を重点的に検証する。

② 収益認識に係る監査手続の実施状況

令和3年4月以降に開始する年度から、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」が強制適用となっている中、収益認識に係る監査手続においては、十分な職業的懐疑心を保持した対応が求められていることなどを踏まえ、収益認識に係る監査手続の実施状況（収益認識には不正リスクがあるという推定に基づき、どのような種類の収益、取引形態又はアサーションに関連して不正リスクが発生するかを適切に評価した上で、評価した不正リスクに適切に対応した監査手続を立案・実施しているか）を重点的に検証する。

③ 会計上の見積り及びグループ監査に係る監査手続の実施状況

検査の結果、会計上の見積りやグループ監査に係る監査手続において継続的に不備が認められていることから、会計上の見積りに関し、見積りの不確実性の程度を勘案した上で、会計上の見積りに関する重要な虚偽表示リスクを適切に識別・評価し、経営者の仮定の合理性等に留意して、当該リスクに適切に対応した監査手続を実施しているか

などを重点的に検証する。また、グループ監査に関し、グループ財務諸表に係る適切なリスク評価に基づき、詳細な監査計画を作成しているか、構成単位の監査人が実施する作業に適切に関与しているか、当該監査人からの報告事項を評価し、必要に応じて追加の監査手続を依頼するなどして、十分かつ適切な監査証拠を入手しているかなどを重点的に検証する。

④ KAM の決定過程や監査上の対応等の記載内容

「監査上の主要な検討事項（KAM）」については、令和3年3月決算に係る財務諸表の監査から強制適用となっていることなどを踏まえ、KAM の決定過程（決定に際し、被監査会社の経営者及び監査役等との積極的なコミュニケーションが行われているか）や監査上の対応等の記載内容（KAM の決定理由に記載した要因に適合する手続又は監査アプローチの内容が具体的に記載されているか）などを重点的に検証する。

⑤ 「その他の記載内容」に係る手続の実施状況

令和4年3月決算に係る財務諸表の監査から「その他の記載内容に関連する監査人の責任」（監査基準委員会報告書720）が適用されていることを踏まえ、「その他の記載内容」に係る手続（「その他の記載内容の通読」、「その他の記載内容の検討及び評価」等）の実施状況を重点的に検証する。

⑥ リスク・アプローチの強化への対応状況

令和5年3月決算に係る財務諸表の監査から、改訂監査基準中のリスク・アプローチの強化が適用されることを踏まえ、監査事務所における監査マニュアルの改訂等の対応状況を確認する。

エ その他

① 非財務情報に係る保証業務への取組状況

非財務情報に対する保証のニーズや公認会計士の関与への期待の高まりがみられることから、非財務情報に係る保証業務への取組状況について把握する。

② IPO 準備会社に対する監査業務等の提供状況

IPO を目指す企業が成長プロセスに応じて適切な監査を受けることができる環境整備が進められているかという観点から、IPO 準備会社に対する監査業務等の提供状況を確認する。

(2) モニタリングの実施方法の検討

審査会は、令和2事務年度以降、従来の原則対面による検査の実施方法を見直しており、一部の検査において、監査事務所から借り受けたパソコンを使ってオンラインで監査調書等を閲覧する方法や、ヒアリングをオンラインで実施する方法等を導入している。審査会としては、本事務年度においても、監査事務所における監査調書の電子化等の状況を勘案の上、上記のようなリモートでの検査を実施していく。

なお、リモートでの検査の実施方法については、更なる改善に向けて、監査事務所との対話等により、継続的に検討を行っていくこととする。

3 モニタリング基本計画（検査以外の基本計画）

(1) 協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携

- ・ 審査会は、協会の品質管理レビューの実効性の検証を行い、検証結果については意見交換等を通じて協会と共有し、監査の品質の確保・向上に向けた協会の対応等を促している。協会においては、審査会との意見交換等を通じて、通常レビューの実施頻度を短縮又は伸長するなど品質管理レビュー態勢の強化・改善に取り組んできている。
- ・ 協会の品質管理レビューと審査会の検査とは、実施体制や実施方法が異なっており、また、協会は、近年、品質管理レビューの実効性及び透明性の向上に向けた取組を継続的に実施してきたが、品質管理レビューにおいて「重要な不備事項のない実施結果」とされた監査事務所について、審査会検査の結果、その運営が著しく不当と認められる事案がみられる。協会においては、監査事務所における自主的な改善を促すとともに、品質管理レビューの一層の実効性向上を図る必要があり、審査会としては、協会との意見交換等を通じて、品質管理レビューの実効性の検証結果を共有するなど、上場会社監査事務所登録制度が法定化されたことも踏まえ、品質管理レビューの実効性の一層の向上を促していく。
- ・ さらに、審査会と協会との連携が、監査事務所全体の監査の品質の確保・向上に極めて重要な役割を果たしていることに鑑み、審査会検査と協会の品質管理レビューがそれぞれ果たすべき役割や、それを踏まえた深度ある連携について継続的に議論していくとともに、協会による中小規模監査事務所への指導・監督機能の強化を通じた監査の品質の確保・向上や、品質管理システムの検証の在り方等について議論していく。

(2) 報告徴収

ア 基本的な考え方

- ・ 我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を促すとともに、監査事務所における適切な業務管理態勢・品質管理態勢の構築を促す観点から、監査事務所の状況や個別監査業務に係るリスクなどを適時・的確に把握する。また、監査事務所における業務管理態勢・品質管理態勢の整備・運用状況（改善措置の実施状況を含む。）について、効果的な報告徴収を実施する。なお、報告徴収の実施に当たっては、監査事務所等の負担に配慮し、検査や監査事務所等との対話で得られた情報を活用するなどして、効率的な実施に努める。
- ・ 大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、検査の効率的な遂行の観点から、定期的に、業務管理態勢等に関する定量的・定性的な情報を徴収し、分析する。
- ・ 中小規模監査事務所に対しては、協会の品質管理レビューの結果や上場被監査会社に係る監査上のリスク等を踏まえ、監査事務所の規模や特性に応じた情報を適宜徴収し、分析する。また、中小規模監査事務所に対し、自主的な監査の品質の確保・向上を促すに当たり、検査と同等の効果が得られるよう、必要に応じて、報告内容に関するヒアリングを併せて実施する。
- ・ 中小規模監査事務所に対して検査結果として通知した問題点については、検査結果通知から一定期間経過後に、その対応状況を報告徴収により把握し、監査事務所の自主的な改善を促す。
- ・ 検査の結果、業務運営が良好でないと認められ、特に早急に改善する必要がある監査事務所については、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、速やかな改善を促す。

イ 報告徴収における重点項目

上記「2(1)モニタリングにおいて重視する事項」を踏まえ、報告徴収の実施に当たっては、以下の項目を共通重点項目とする。特に、中小規模監査事務所に対する報告徴収の実施に当たっては、上場会社監査の担い手として、適切な業務管理態勢・品質管理態勢が構築されているかを検証するとともに、監査の品質の確保・向上に重大な影響を与えるトップの経営方針や収益・財務構造を重点的に把握する。

- ① 監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメント
- ② 業務管理態勢（ガバナンス・コードを採用している監査法人については、同コードを踏まえて整備された態勢）の実効性（トップの経営方針や収益・財務構造の把握を含む。）
- ③ 品質管理態勢の実効性

- ④ 品質管理基準等の改訂等への対応状況
- ⑤ 倫理規則の改正への対応状況
- ⑥ 監査資源の確保・育成及び配分（職場環境の整備状況、離職率低減に向けた取組を含む。）
- ⑦ 監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢による影響等を踏まえた対応状況
- ⑨ デジタル技術を活用した監査ツールの導入状況（サイバーセキュリティ対策の実施状況を含む。）
- ⑩ 非財務情報に係る保証業務への取組状況

（３）監査事務所に関する情報等の収集・分析等

ア 監査事務所との対話

大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との間で、引き続き定期的な対話を行っていく中で、各監査法人における最新の業務管理態勢等に関する情報収集を行うほか、当該監査法人及び監査業界の抱える問題等を把握の上、問題認識の共有を図る。また、中小規模監査事務所が監査する上場会社数が増加していることに鑑み、上場会社監査等を担う中小規模監査事務所のうち、比較的大規模な事務所等の経営層との間で、必要に応じて、対話を実施する。

イ 国内外の関係機関との連携

審査会は、金融庁関係部局、協会、金融商品取引所、日本監査役協会等の関係機関のほか、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）、外国監査監督当局、監査事務所のグローバルネットワーク等との意見交換・連携等を強化していく。また、意見交換・連携を通じて得られた情報をモニタリングに積極的に活用していくほか、監査事務所のリスクに応じた様々な資料や情報等の収集・分析に努める。また、国内外からの情報、会計実務の国際化や我が国の監査事務所の態勢等を分析し、適切な対応を図ることができる人材、効率的で実効的なモニタリングの指導ができる人材を引き続き登用するほか、国際会議等への職員の積極的な参加などを通じて、人材の育成を今後も進めていく。

4 検査基本計画

(1) 共通検証・確認事項

ア 共通重点検証項目

上記「2(1)モニタリングにおいて重視する事項」に鑑み、大手監査法人、準大手監査法人及び中小規模監査事務所に対する検査に当たっては、以下の項目を共通重点検証項目とする。

- ① 監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメント
- ② 業務管理態勢の実効性
- ③ 品質管理態勢の実効性
- ④ 監査資源の確保、育成及び配分の状況
- ⑤ 監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等（新規受嘱時におけるリスク評価等の適切性、監査実施態勢の整備状況、引継の実施状況を含む。）
- ⑥ 不正リスクに係る監査手続の実施状況
- ⑦ 会計上の見積りに係る監査手続の実施状況
- ⑧ 収益認識に係る監査手続の実施状況
- ⑨ グループ監査に係る監査手続の実施状況
- ⑩ KAMの決定過程や監査上の対応等の記載内容
- ⑪ 経営者等とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーションの実施状況
- ⑫ 「その他の記載内容」に係る手続の実施状況

イ 共通重点確認項目

「2(1)モニタリングにおいて重視する事項」に鑑み、大手監査法人、準大手監査法人及び中小規模監査事務所に対する検査に当たっては、以下の項目を共通重点確認項目とする。

- ① 品質管理基準等の改訂等への対応状況
- ② 倫理規則の改正への対応状況
- ③ IPO準備会社に対する監査業務等の提供状況
- ④ リスク・アプローチの強化への対応状況

(2) 大手監査法人に対する検査

ア 実施頻度等

- ・ 大手監査法人については、資本市場における役割の重要性に鑑み、原則として、毎年、検査を実施する（通常検査とフォローアップ検査を交互に実施する。）。
- ・ フォローアップ検査においては、検査先の負担等も勘案し、個別監査業務に対する検証は原則行わず、主として、通常検査での指摘事項

に対する改善施策の運用状況等について検証する。なお、検査に代えて、報告徴収により、改善に向けた取組を確認する場合がある。

- ・ 市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明し、又は疑われるなど、当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、上記の原則にとられることなく、機動的に検査を行う。

イ 実施方法

大手監査法人に対する検査においては、モニタリングの効率性・実効性の向上及び監査法人の負担軽減の観点から、引き続き、リモートでの検査を実施していくとともに、必要に応じて対面でのヒアリングも実施する。

ウ 重点検証項目

大手監査法人には、数千人規模の人員が所属しており、通常、事業部長等によって管理される数百人からなる複数の事業部門のほか、地方を含め複数の事務所が存在している。このような組織において、組織の末端まで品質管理の水準の確保・向上を図るためには、最高経営責任者をはじめとした経営層が強いリーダーシップを発揮するとともに、品質管理部門及び監査の現場に近い各事業部等が、監査の品質の確保・向上に向けた施策の徹底を図る必要がある。大手監査法人においては、本部の品質管理部門等から、より監査の現場に近い各事業部等に品質管理に関する機能の一部を移す傾向がみられており、その結果、監査チームへの改善施策の浸透において、各事業部等が果たすべき役割は増大している。また、一部の大手監査法人において品質管理部門と事業部門を統合するなどの動きもみられ、こうした組織や人事の監査品質への効果・影響についても注視していく必要がある。

上記を踏まえ、本事務年度の検査においては、特に以下の点に着眼して検証する。

- ・ 監査の品質の確保・向上に向けた、トップを含む経営層及び品質管理部門の監査現場（事業部等）に対するけん制機能の発揮
- ・ 品質管理に関する施策の監査現場における浸透・定着
- ・ 品質管理部門による個別監査業務に対するモニタリングの実施状況
- ・ IPO 準備段階から監査人として関与していた場合を含め、被監査会社において不適切な会計処理があった場合における監査手続の不備やその原因に係る事後検証及びその後の改善対応の実施状況

(3) 準大手監査法人に対する検査

ア 実施頻度

準大手監査法人については、相当数の上場被監査会社を有し、資本市場において一定の役割を担っている一方、大手監査法人と比べ業務管理態勢や品質管理態勢の整備が十分とはいえない状況がみられることから、原則として3年ごとに検査を実施する。ただし、被監査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を行う。

イ 実施方法

準大手監査法人に対する検査においては、モニタリングの効率性・実効性の向上及び監査法人の負担軽減の観点から、引き続き、リモートでの検査を実施していくとともに、必要に応じて対面でのヒアリングも実施する。

ウ 重点検証項目

準大手監査法人については、各法人が品質管理態勢の整備を進めている状況が認められる一方、本部機能の強化が十分でない状況、法人トップの品質管理に係る意識が業容の拡大に追いついていない状況、あるいは、経営執行部以外の社員が品質管理システムの整備・運用に積極的に関与していない状況が認められる。また、問題の根本原因について、自己の業容の趨勢や業務管理態勢などを踏まえた分析が十分に行われていない状況も認められる。

上記を踏まえ、本事務年度の検査においては、特に以下の点に着眼して検証する。

- ・ トップを含む経営層の品質管理に対する認識
- ・ 品質管理部門と監査現場（事業部等）との連携の状況
- ・ 品質管理部門による個別監査業務に対するモニタリングの実施状況

(4) 中小規模監査事務所に対する検査

ア 実施頻度

- ・ 中小規模監査事務所については、協会の品質管理レビュー結果のほか、監査事務所の業務管理態勢や上場被監査会社に係る監査上のリスクの程度等を踏まえ、監査事務所の品質管理態勢を早急に確認する必要性を検討する。
- ・ 上場会社監査の担い手としての役割が増大していることに鑑み、中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用を行う。

イ 実施方法

中小規模監査事務所に対する検査においては、検査対象先の電子調書の導入状況等を踏まえ、可能な範囲で、リモート検査を実施していく。

ウ 重点検証項目

中小規模監査事務所については、最高経営責任者の品質管理に対する認識や関与度合いが、品質管理を重視する組織風土の醸成や、法令等遵守・職業倫理の醸成に決定的な影響を与えている場合が少なくない。特に、近時の検査においては、職業倫理の遵守を重視する組織風土の醸成に向けてリーダーシップが発揮されていない状況が認められているほか、最高経営責任者及び品質管理担当責任者が、自らを含む全ての監査実施者における現行の監査の基準に対する理解不足を認識していない、あるいは、品質管理レビュー等での指摘事項に対して、同種の不備の発生を防止するための深度ある原因分析の水準を理解していないといった問題が認められている。さらに、一部の監査事務所には、監査上のリスクの高い上場会社に対する監査業務を適切に実施する態勢が十分でないものもみられる。

上記を踏まえ、本事務年度の検査においては、特に以下の点に着眼して検証する。

- ・ トップを含む経営層の品質管理に対する認識
- ・ 法令・職業倫理を遵守する組織風土の醸成に向けた取組
- ・ 品質管理に関する施策の監査現場への浸透状況
- ・ 地区事務所を含めた組織的な品質管理態勢の整備・運用状況
- ・ 品質管理レビューによる指摘等に対する改善措置の実施状況
- ・ 社員・職員の職業倫理、独立性や法令等遵守に対する認識

(5) 外国監査法人等

外国監査法人等⁷に対する検査先の選定に当たっては、令和3事務年度実施の報告徴収の結果のほか、当該外国監査法人等の監査先である外国会社等に係る監査上のリスク等を考慮する。また、検査の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮するとともに、検査対象先の外国監査法人等が所属する法域の監査監督機関との間で、事前の協議・調整等を行う。

⁷ 外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者として金融庁長官に届出をした者。

5 モニタリング情報の提供

監査の品質の確保・向上のためには、監査事務所や被監査会社の監査役等に検査結果が的確に示されることに加え、モニタリングの成果について広く一般に情報提供し、会計監査への関心や意識を高めていくことが重要である。そのような観点から、モニタリング情報の提供に当たっては、以下の点に留意する。

ア 監査役等への検査結果の伝達

監査事務所に対し、指摘内容等が的確に伝達されるよう、また、被監査会社の監査役等に対して、当該監査事務所の品質管理の水準や業務管理態勢を含む指摘内容等が的確に伝わるよう、引き続き、検査結果の記載内容の充実に努める（なお、検査結果通知書に記載している総合評価に関し、令和3事務年度に着手する検査から、その評価文言等が一部変更されている。）。また、監査事務所が、被監査会社の監査役等に対し、適切に検査結果を伝達しているかについて、引き続き確認する。

イ モニタリングレポート

審査会は、市場関係者等の会計監査に対する理解の深化を目的として、平成28年から、モニタリングの成果等をまとめたモニタリングレポートを公表してきている。当該レポートについては、利用者のニーズも踏まえながら、今後も情報の一層の充実や発信に努めるほか、英訳版の作成・公表を通じて、海外利用者に対する情報発信にも努める。

ウ 検査結果事例集

審査会は、監査事務所における監査の品質の確保・向上を促す観点から、平成20年以降、検査で確認された事例等を取りまとめた、監査事務所検査結果事例集を公表してきており、今後も、監査事務所の改善取組の参考となるよう、最新の事例への入替え等による、記載内容の充実に取り組んでいく。また、引き続き、当該事例集を活用した講演・説明会を全国の協会地域会で実施するとともに、当該事例集の内容について、市場関係者に対する情報発信を積極的に行っていくほか、英訳版の作成・公表を通じて、海外利用者に対する情報発信にも努める。

以上

公認会計士・監査審査会の勧告一覧

勧告年月日	監査法人・公認会計士
平成18年6月30日	あずさ監査法人
平成18年6月30日	監査法人トーマツ
平成18年6月30日	新日本監査法人
平成18年6月30日	中央青山監査法人
平成18年11月29日	有恒監査法人
平成19年3月28日	麴町監査法人
平成19年7月5日	東陽監査法人
平成19年10月25日	なごみ監査法人
平成20年2月7日	KDA監査法人
平成20年3月5日	六本木監査法人
平成20年3月28日	福北監査法人
平成20年4月16日	監査法人夏目事務所
平成21年2月17日	監査法人ウイングパートナーズ
平成21年11月17日	プライム監査法人
平成22年7月13日	永昌監査法人
平成23年6月7日	堂島監査法人
平成24年2月1日	ロイヤル監査法人
平成24年11月22日	阪神公認会計士共同事務所
平成26年2月24日	東京中央監査法人
平成26年6月13日	清和監査法人
平成26年7月11日	九段監査法人
平成26年10月24日	才和有限責任監査法人
平成27年1月30日	監査法人セントラル
平成27年3月20日	有限責任クロスティア監査法人
平成27年6月19日	仁智監査法人
平成27年12月15日	新日本有限責任監査法人
平成28年1月12日	明誠有限責任監査法人
平成28年3月24日	KDA監査法人
平成28年11月9日	監査法人よつば総合事務所
平成29年6月8日	監査法人アリア
平成30年5月18日	監査法人アヴァンティア
令和元年7月5日	清流監査法人
令和元年12月6日	監査法人大手門会計事務所
令和3年2月26日	監査法人原会計事務所
令和4年1月21日	仁智監査法人
令和4年4月1日	UHY東京監査法人
令和4年6月3日	監査法人ハイビスカス
令和5年1月20日	ひびき監査法人
令和5年3月17日	赤坂有限責任監査法人

UHY 東京監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

令和 4 年 4 月 1 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、公認会計士法第 49 条の 3 第 2 項の規定に基づき、UHY 東京監査法人（法人番号 9010405001708、以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 業務管理態勢

当監査法人は、法人が果たすべき役割として、「質の高いサービスにこだわり、監査の社会的責任を遂行すること」を掲げている。また、法人代表者は、被監査会社において不正による重要な虚偽表示が生じることを絶対に許さないという意識の下、被監査会社の経営者との深度あるコミュニケーションを実施することが重要であると考えている。

しかしながら、法人代表者は、法人運営について、法人代表者と審査担当責任者の代表社員 2 名及び品質管理責任者で重要な審議事項等を検討すれば、他の社員との間で明示的に当該審議事項等の情報を共有する必要はないと考えており、各社員が協働して監査品質の維持・向上を図るという組織風土の醸成に努めておらず、組織的監査が実施できる態勢を構築していない。

また、法人代表者は、業容が急速に拡大する中、業務執行社員における十分な監査業務時間の確保が困難になっている状況や、監査補助者全体のスキルの底上げが必要となっている状況において、監査事務所に求められる品質管理の水準を十分に理解していないほか、品質管理態勢を迅速に改善する必要性を認識していない。その結果、品質管理責任者に対して、十分かつ適切な監査業務を実施するための環境整備を具体的に指示していない。

こうしたことから、下記 2. に記載するとおり、品質管理レビュー等での指摘事項に係る改善状況が不十分で同種の不備が繰り返されていること、監査業務に係る審査が適切に実施されていないことなど、品質管理態勢において、重要な不備を含めて広範かつ多数の不備が認められている。

また、下記 3. に記載するとおり、今回の審査会検査で検証対象とした全ての個別監査業務において、業務執行社員及び監査補助者に監査の基準に対する理解が不足している状況及び職業的懐疑心が不足している状況が確認され、それらに起因する重要な不備を含めて広範かつ多数の不備が認められている。

2. 品質管理態勢

（品質管理レビュー等での指摘事項の改善状況）

当監査法人は、品質管理レビュー等での指摘事項に対し、根本原因分析を行い、これを踏まえた改善措置の策定を行ったとしている。

しかしながら、今回の審査会検査では、個別監査業務において、当該品質管理レビュー等で指摘された企業及び企業環境の理解、会計上の見積りの監査等に係る事項と同種の不

備が複数検出されるなど、当監査法人における当該品質管理レビュー等での指摘事項に対する改善は、不十分なものとなっている。

(監査業務に係る審査)

当監査法人は、「審査委員会規程」において、当監査法人の審査業務は、審査対象業務についての十分な知識と経験を有し、かつ、当該対象業務に直接関与しない社員によって実施することを定めている。

しかしながら、審査の担当者は、監査チームが実施した、企業及び企業環境の理解、会計上の見積りに係る監査、継続企業の前提の検討に係る監査手続に関し、監査チームとの討議や関連する監査調書の査閲を十分に実施することなく、監査チームによる重要な判断及びその結論に問題がないものとして審査を完了させている。

このため、審査の担当者は、今回の審査会検査が検証対象とした個別監査業務において認められた重要な不備を含む多数の不備を指摘できていない。

このほか、「内部規程の整備及び運用」、「法令等遵守態勢」、「職業倫理」、「監査補助者に対する指示・監督及び監査調書の査閲」、「品質管理のシステムの監視」などに不備が認められる。

このように、当監査法人の品質管理態勢については、品質管理レビュー等での指摘事項の改善状況、及び監査業務に係る審査において重要な不備が認められるほか、広範かつ多数の不備が認められており、著しく不適切かつ不十分である。

3. 個別監査業務

業務執行社員及び監査補助者は、被監査会社及び被監査会社を取り巻く環境に関する変化が生じているにもかかわらず、リスク評価やリスク対応手続を每期見直すという意識が不足している。

また、業務執行社員及び監査補助者は、不正リスクの評価・対応、会計上の見積りの監査、継続企業の前提の検討等について、現行の監査の基準が求める手続の水準を理解していないほか、職業的懐疑心が不足している。

くわえて、業務執行社員は、法人全体の監査業務を少人数で分担しており、各々が担当する個別監査業務に割ける時間が限定的であることから、監査補助者が実施した監査手続が適切かどうかを十分に検討できていないなど、監査補助者の実施する監査手続に対する十分かつ適切な指示・監督及び監査調書の深度ある査閲を行う意識が不足している。

これらのことから、重要な構成単位の企業環境の理解が不十分、固定資産の減損、関係会社株式の評価及び関係会社貸付金の評価に係る会計上の見積りに関する監査手続が不適切かつ不十分、継続企業の前提の検討が不十分といった重要な不備が認められる。

上記のほか、重要性の基準値の検討、収益認識における不正リスクへの対応の検討、仕訳テストの検討、債権の評価に係る会計上の見積りに関する検討、企業作成情報の信頼性の検討、注記の検討、内部統制の評価範囲の検討、グループ監査における監査証拠の十分性及び適切性の検討、関連当事者取引の検討、初年度監査における期首残高の検討及び監査上の主要な検討事項の監査報告書への記載の検討が不十分、さらに、売上高等に係る実証手続、内部統制の運用評価手続、内部統制の不備の評価、情報システムに係る全般統制の評価及び未修正の虚偽表示の評価が不十分など、広範かつ多数の不備が認められる。

このように、検証した個別監査業務において、重要な不備を含めて広範かつ多数の不備が認められており、当監査法人の個別監査業務の実施は著しく不適切かつ不十分なものとなっている。

お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会事務局

審査検査課

(代表) 03-3506-6000 (内線 2485)

監査法人ハイビスカスに対する検査結果に基づく勧告について

令和 4 年 6 月 3 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、公認会計士法第 49 条の 3 第 2 項の規定に基づき、監査法人ハイビスカス（法人番号 3430005004396、以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 業務管理態勢

当監査法人は、高品質の監査等を実現することにより、クライアントや社会から信頼される存在となることを目指している。また、監査品質の維持・向上を図る目的で、札幌事務所及び東京事務所の双方の社員・職員が出席する会議を定期的に開催し、監査基準の改訂等に対する監査実務上の対応等を議論するなどの施策を実施してきている。

しかしながら、統括代表社員は、適切な業務管理や監査品質の維持・向上に資する品質管理に係る最高経営責任者としての責任を負っているにもかかわらず、職業的専門家としての誠実性・信用保持の重要性に対する認識が不足しており、職業倫理の遵守を重視する組織風土の醸成に向けて、リーダーシップを発揮していない。このため、当監査法人の社員・職員においては、不適切な検査対応に関与するなど、業務の遂行に際し、法令、倫理規則、内部規程等を遵守する意識が共有されていない。

また、統括代表社員及び品質管理担当責任者においては、業務運営に係る重要な事項について、特定の社員のみで議論すれば足りるものと考えており、内部規程等を適切に整備し、当該規程等に従って、品質管理のシステムを運用する意識が欠けている。このため、統括代表社員及び品質管理担当責任者においては、適切な監査品質を確保するための実効的かつ組織的な業務管理態勢・品質管理態勢が構築できていない。

さらに、当監査法人の各社員は、当監査法人所属の社員・職員は豊富な実務経験に基づく十分な能力を有しており、これらの者が実施する監査業務の品質には特段の問題がないものと思込んでいる。このため、当監査法人の各社員は、業務執行社員を含む監査実施者において、現行の品質管理の基準や監査の基準が求める水準の理解が不足する者が存在することを認識できていないほか、他の社員・職員が実施する監査業務について、審査や定期的な検証等を通じて、監査品質の維持・向上を図る意識が不足している。

こうしたことから、下記 2 に記載するとおり、今回の審査会検査における不適切な対応、監査調書の差替え等の防止措置の未実施、監査業務に係る不適切な審査など、品質管理態勢において、重要な不備を含めて広範かつ多数の不備が認められている。

また、下記 3 に記載するとおり、今回の審査会検査で検証対象とした全ての個別監査業務において、業務執行社員及び監査補助者に監査の基準に対する理解が不足している状況及び職業的懐疑心が不足している状況が確認され、それらに起因する重要な不備を含めて広範かつ多数の不備が認められている。

2. 品質管理態勢

(不適切な検査対応)

当監査法人は、検査実施通知日以降、検査官に品質管理関連資料及び検証対象個別監査業務に係る監査ファイル（以下「検査対象資料」という。）を提出する日までの間、一部の社員及び職員が、事後的に検査対象資料を作成し、あるいは、事後的に作成した監査調書を監査ファイルに差し込むなどした上で、その旨を秘して検査官に当該検査対象資料を提出した。

(監査調書の管理及び監査ファイルの最終的な整理)

統括代表社員及び品質管理担当責任者は、監査ファイルの最終的な整理後における監査調書の差替えなど、当監査法人の方針及び手続に従わない監査調書の変更を防止するための具体的な措置を講じていない。

また、業務執行社員は、監査ファイルの最終的な整理に際し、当該ファイルにとじ込まれるべき監査調書が過不足なくとじ込まれているかなど、情報の完全性の観点からの確認を実施していない。

(監査業務に係る審査)

審査担当社員は、監査チームが実施した、企業及び企業環境の理解や会計上の見積りに係る監査手続等に関し、実施した監査手続の概要等を把握するのみで、監査調書に基づき、現行の監査の基準が求める手続が実施されているかの検討を行うことなく、監査チームによる重要な判断及びその結論には問題がないとして審査を完了させている。

このため、審査担当社員は、今回の審査会検査で検証対象とした個別監査業務において検出された、重要な不備を含む複数の不備を、審査において指摘できていない。

このほか、内部規程の整備及び運用、法令等遵守態勢、情報管理態勢、品質管理レビューでの指摘事項の改善状況、監査契約の新規の締結、監査補助者に対する指示・監督及び監査調書の査閲、品質管理のシステムの監視に不備が認められる。

このように、当監査法人の品質管理態勢については、不適切な検査対応、監査調書の管理及び監査ファイルの最終的な整理、監査業務に係る審査において重要な不備が認められるほか、広範かつ多数の不備が認められており、著しく不適切かつ不十分である。

3. 個別監査業務

業務執行社員及び監査補助者は、監査の基準や、現行の監査の基準が求める手続の水準の理解が不足している。特に、収益認識に関する不正リスクの評価及び対応に係る手続についての理解が不足している。

また、業務執行社員及び監査補助者は、経営者の主張を批判的に検討していないなど、職業的懐疑心が不足している。

さらに、業務執行社員及び監査補助者は、監査手続の効率性を意識するあまり、リスク評価及びリスク対応に係る手続について、慎重に検討する意識が希薄となっていた。

くわえて、業務執行社員は、監査補助者を過度に信頼していたことから、監査補助者が適切に業務を実施していると思い込み、監査補助者に対する適切な指示・監督及び監査調書の深度ある査閲を実施しなかった。

これらのことから、収益認識に係る不正リスクの検討が不適切かつ不十分、重要な虚偽表示リスクの評価及び内部統制の不備の評価が不適切、重要な貸付取引の事業上の合理性の評価、債務保証損失引当金の検討及び重要な構成単位の識別に関する監査手続が不十分といった重要な不備が認められる。

上記のほか、不正リスクの評価が不適切並びに仕訳テストの検討、繰延税金資産の回収可能性の検討、事業構造改善引当金の検討、将来計画の見積りの検討、取得原価の再配分の検討、資産除去債務の検討、セグメント情報に関する注記の検討、内部監査人の利用に係る検討、内部統制監査の評価範囲の検討及び監査上の主要な検討事項の記載に係る検討が不十分、さらに、売上高の分析の実証手続、売上原価の実証手続、売掛金の実証手続、棚卸資産の実証手続、特定項目抽出による試査による実証手続、監査サンプリング及びグループ監査に係る監査手続が不十分、くわえて、子会社株式の評価、のれんの評価、構成単位の固定資産の減損、決算・財務報告プロセスの検証、取締役会等の議事録の閲覧、監査役等とのコミュニケーション、個人情報の取扱い及び独立性の確認が不十分であるなど、広範かつ多数の不備が認められる。

このように、検証した個別監査業務において、重要な不備を含めて広範かつ多数の不備が認められており、当監査法人の個別監査業務の実施は著しく不適切かつ不十分なものとなっている。

お問合せ先
公認会計士・監査審査会事務局
審査検査課
(代表) 03-3506-6000 (内線 2485)

ひびき監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

令和 5 年 1 月 20 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、公認会計士法第 49 条の 3 第 2 項の規定に基づき、ひびき監査法人（法人番号 7120005004127、以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 業務管理態勢

当監査法人は、経営理念として、「信頼される監査法人」、「人を大切にする監査法人」及び「変化に対応する監査法人」を掲げており、投資家や被監査会社からの信頼を得るために、自由闊達な議論ができる組織風土を醸成し、監査を取り巻く環境の変化にキャッチアップする必要性を認識しているとしている。また、理事長及び品質管理部長は、社員会等において、品質管理の重要性について繰り返し強調するほか、研修等を通じて、監査品質を改善するための施策の浸透を図っているとしている。

しかしながら、理事長は、職業倫理の遵守を重視する組織風土を醸成できておらず、当監査法人の社員及び職員は、職業的専門家としての誠実性・信用保持の重要性に対する認識が著しく不足している。このため、今回の審査会検査で検証対象とした全ての個別監査業務について、不適切な検査対応が行われるなど、当監査法人の社員及び職員においては、法令、倫理規則、内部規程等を遵守して業務を遂行する意識が欠如している。

また、理事長及び品質管理部長は、大手監査法人での勤務経験がある公認会計士の採用や、当監査法人が受講を求めている研修等を通じて、現行の監査の基準や監査の基準が求める手続の水準に対する理解が法人内部で十分に浸透しているものと思込んでいる。このため、品質管理部長は、各種監査調書様式や「自主点検チェックリスト」等の監査品質を改善するためのツールを提供しさえすれば、社員及び職員が当該ツールを適切に利用するものと思込み、当該ツールの利用状況を直接確認するまでの必要性はないものと考えている。

さらに、当監査法人の社員においては、被監査会社の監査リスクはいずれも相対的に高くはないとの認識の下、被監査会社の監査リスクに対応した十分かつ適切な監査証拠を入手したかについて慎重に見極める意識が不足しており、また、職業的懐疑心を発揮して、経営者の主張を批判的に検討する意識が不足している。このため、当監査法人の社員においては、監査調書の査閲や監査業務に係る審査等に際し、監査補助者や監査チームが実施した業務内容を批判的に検討することにより監査品質の維持・向上を図るといった姿勢が不足している。

こうしたことから、下記 2 に記載するとおり、品質管理態勢において、特に、検査対応、監査調書の管理に関し、重要な不備が認められるほか、これ以外にも相当数の不備が認められている。

また、下記 3 に記載するとおり、今回の審査会検査で検証対象とした全ての個別監査業

務において、業務執行社員及び監査補助者に監査の基準に対する理解が不足している状況及び職業的懐疑心が不足している状況が確認され、それらに起因する重要な不備を含む広範かつ多数の不備が認められている。

2. 品質管理態勢

(不適切な検査対応)

当監査法人は、検査実施通知日以降、今回の審査会検査で検証対象とした全ての個別監査業務について、当該監査業務に係る業務執行社員又は監査補助者が事後的に作成した監査調書を監査ファイルに差し込むなどした上で、その旨を秘したまま、検査官に当該監査ファイルを提出した。

(監査調書の管理)

当監査法人は、監査ファイルの最終的な整理後における監査調書の差替えなど、当監査法人の方針及び手続に従わない監査調書の変更を防止するための実効性のある措置を講じていない。

このほか、情報管理態勢、品質管理レビューでの指摘事項の改善状況、監査補助者に対する指示・監督及び監査調書の査閲、監査業務に係る審査に不備が認められる。

このように、当監査法人の品質管理態勢については、検証した範囲において、特に、検査対応、監査調書の管理に関し、重要な不備が認められるほか、これ以外にも相当数の不備が認められており、著しく不適切かつ不十分である。

3. 個別監査業務

業務執行社員及び監査補助者は、監査の基準や、現行の監査の基準が求める手続の水準の理解が不足している。特に、不正による重要な虚偽表示リスクや会計上の見積りの監査に係る手続についての理解が不足している。

また、業務執行社員及び監査補助者は、被監査会社の会計方針及び会計上の見積りに関する経営者の主張並びに財務諸表の表示について批判的に検討していないなど、職業的懐疑心が不足している。

さらに、業務執行社員は、長く監査業務に従事している監査補助者に過度な信頼を置いていたことから、監査補助者に対する適切な指示・監督及び監査調書の深度ある査閲を実施していない。

これらのことから、非支配持分の検証が不適切、構成単位の固定資産の減損、企業結合取引における無形資産の評価と開示及び収益認識に関する誤謬リスク対応に係る監査手続が不十分といった重要な不備が認められる。

上記のほか、収益認識に関する会計方針及び工事損失引当金の計上方針に係る検討が不十分、さらに、収益認識に関する不正リスクの識別と評価、収益認識に関する不正リスク対応、仕訳テスト、企業結合取引における取得原価の配分、のれんの減損テスト、棚卸資産の評価、退職給付債務、株式報酬に係る負債、売上原価、買掛金の残高確認、分析的実証手続、注記及び内部統制の運用評価に係る監査手続が不十分、くわえて、グループ監査に関する監査役等とのコミュニケーション、個人情報取扱い、虚偽表示の評価、専門的な見解の問合せの取扱い及び監査概要書の記載内容が不十分といった広範かつ多数の不備が認められる。

このように、検証した個別監査業務において、重要な不備を含む広範かつ多数の不備が

認められており、当監査法人の個別監査業務の実施は著しく不適切かつ不十分なものとなっている。

お問合せ先
公認会計士・監査審査会事務局
審査検査課
(代表) 03-3506-6000 (内線 2485)

赤坂有限責任監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

令和 5 年 3 月 17 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、公認会計士法第 49 条の 3 第 2 項の規定に基づき、赤坂有限責任監査法人（法人番号 2010405007439、以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 業務管理態勢

当監査法人は、アドバイザリー業務を行う関係会社及び税務業務を行う関係法人（以下、併せて「関係会社等」という。）と共にグループを構成し、当該グループを一体的に運営することで、当監査法人の社員及び職員が、監査・税務・アドバイザリー業務をバランスよく実施して、働き甲斐のある人間らしい仕事をを行い、社会の持続可能な経済成長に役立っていくことを目指すとしている。

しかしながら、法人代表兼品質管理担当責任者を含む各社員は、法人運営に関する重要事項に関し、社員間での十分な審議・検討を経ない業務運営を行うなど、社員間の相互牽制・相互監視機能を重視する意識が欠如している。このため、法人代表兼品質管理担当責任者を含む各社員は、内部規程等の整備・運用を含め、適正な監査品質の確保に向けた実効的かつ組織的な業務管理態勢を構築できていない。

また、法人代表兼品質管理担当責任者を含む各社員は、他の社員が実施した個別監査業務の品質を批判的に検討する姿勢に欠けるなど、法人全体における監査品質を改善・向上する意識が不足している。このため、法人代表兼品質管理担当責任者を含む各社員は、監査調書の査閲、監査業務に係る審査、定期的な検証、品質管理レビューでの指摘事項に対する改善施策等の実施に際し、法人全体の監査品質の改善・向上に向けた社員としての職責・役割を十分に果たしていない。

さらに、法人代表兼品質管理担当責任者を含む各社員は、関係会社等を通じて非監査業務を広範に展開する中で、個別監査業務の実施に際し、監査品質を重視する意識が希薄なものとなっている。このため、法人代表兼品質管理担当責任者を含む各社員は、主体的に監査業務に関与する姿勢が不足しているほか、自らを含む監査実施者において、監査の基準や現行の監査の基準が求める手続の水準に対する理解が不足していることを認識できていない。

こうしたことから、下記 2 に記載するとおり、関係会社等との取引、品質管理レビューでの指摘事項の改善状況、監査業務に係る審査など、品質管理態勢において、重要な不備を含む広範かつ多数の不備が認められている。

また、下記 3 に記載するとおり、今回の審査会検査で検証対象とした全ての個別監査業務において、業務執行社員及び監査補助者に監査の基準に対する理解が不足している状況及び職業的懐疑心が不足している状況が確認され、それらに起因する重要な不備を含む広範かつ多数の不備が認められている。

2. 品質管理態勢

(関係会社等との取引)

当監査法人は、関係会社等からの業務委託に係る取引価額が、委託された業務量や、従前受領してきた委託業務報酬の額等に照らして適切な金額であるかについて検討していないほか、関係会社等との重要な取引の実施について社員会で決議していないなど、適切な業務管理態勢を構築していない。

また、当監査法人は、アドバイザー業務を行う関係会社からの業務委託に係る対価について、収益として計上することなく、人件費から控除する会計処理を行っており、費用の項目と収益の項目との直接の相殺を禁じ、総額表示を原則とする、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に則した会計処理を行っていない。

(品質管理レビューでの指摘事項の改善状況)

当監査法人は、日本公認会計士協会が実施した令和3年度品質管理レビューにおいて、品質管理態勢及び個別監査業務に関する複数の不備を指摘されている。当監査法人は、当該品質管理レビューでの指摘事項に対し、根本原因分析を行い、これを踏まえた改善措置を講じたとしている。

しかしながら、当監査法人においては、当該指摘事項についての再発防止に向けた改善措置が実効性のあるものとして講じられていない。そのため、今回の審査会検査においても、当該指摘事項と同様の不備が複数検出されている。

(監査業務に係る審査)

審査担当社員は、監査チームが行った、不正による重要な虚偽表示リスクや特別な検討を必要とするリスクに関する重要な判断、独立性に関する評価等について、業務執行社員等との討議や関連する監査調書の検討を十分に実施することなく、監査チームによる重要な判断とその結論には問題がないものとして、審査を完了させている。そのため、今回の審査会検査で検証対象とした個別監査業務において検出された重要な不備を含む複数の不備を審査で指摘できていない。

このほか、内部規程の整備及び運用、法令等遵守態勢、情報管理態勢、職業倫理及び独立性、監査契約の新規の締結及び更新、監査実施者の教育・訓練、社員及び職員の評価・報酬、監査調書の査閲及び整理、品質管理のシステムの監視に不備が認められる。

このように、当監査法人の品質管理態勢については、関係会社等との取引、品質管理レビューでの指摘事項の改善状況、監査業務に係る審査において重要な不備が認められるほか、広範かつ多数の不備が認められており、著しく不適切かつ不十分である。

3. 個別監査業務

業務執行社員及び監査補助者は、監査の基準の要求事項に対して形式的にでも検討していれば、監査の基準等が要求する監査品質を満たすことができるものと考えており、監査の基準や現行の監査の基準が求める手続の水準に関する各人の理解が不足していることを自覚できていない。

また、業務執行社員及び監査補助者は、被監査会社の特性に応じたリスク評価を適切に実施していないほか、被監査会社の主張を批判的に検討していないなど、監査の実施に当たり、職業的専門家としての懐疑心を十分に発揮していない。

さらに、業務執行社員は、監査業務を担当できる社員の数が少数にとどまっている状況の下、非監査業務にも多くの時間を割く中で、担当する監査業務に十分な時間を確保し得ないため、担当する監査業務の実施に当たり、監査補助者からの説明と自らの理解とが合致しているかを確認するにとどまるなど、担当する監査業務への主体的な関与が不足して

いる。

これらのことから、不正リスクの識別、収益認識に関する不正リスク対応、出資金及び債権の評価、固定資産の減損及び関連当事者との取引に係る監査手続が不十分、未訂正事項の検討が不適切といった重要な不備が認められる。

上記のほか、重要な虚偽表示リスクの識別、仕訳テスト、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性、棚卸資産の評価、未払有給休暇の検討、企業が作成した情報の利用、経営者が利用した専門家の検討、類似取引の検証、過年度に入手した情報の利用、助成金返還損失引当金の検討、IT全般統制の評価、個人情報への取扱い、注記の検討、独立性の確認、内部統制報告書及び監査役等とのコミュニケーションに係る監査手続が不十分、さらに、特別利益に係る実証手続、前払費用に係る実証手続、四半期レビューの計画審査、経営者確認書及び監査報告書のその他の事項区分の検討が不適切といった広範かつ多数の不備が認められる。

このように、検証した個別監査業務において、重要な不備を含む広範かつ多数の不備が認められており、当監査法人の個別監査業務の実施は著しく不適切かつ不十分なものとなっている。

お問合せ先
公認会計士・監査審査会事務局
審査検査課
(代表) 03-3506-6000 (内線 2485)

平成 21 年 9 月 14 日
金 融 庁
公認会計士・監査審査会

外国監査法人等に対する検査監督の考え方

I 検査監督の基本的考え方について

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等^(注1)の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり^(注2)、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注1）公認会計士法（以下「法」という。）第34条の35第1項の規定による届出をした者

（注2）同等性については、プリンシプルベースの評価基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

II 検査監督の実施について

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

1. 報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、届出書等^(注3)として提出された情報に加え、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告徴収により求める。

- ① 全ての外国監査法人等：監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等^(注4)による検査・レビュー結果の情報
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることとする。

(注3) 法第34条の36第1項及び第2項に規定する届出書(同法第34条の37第1項の規定による変更届出書を含む)及び添付書類

(注4) 外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

2. 検査対象先の選定等

審査会は、1.において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、1.の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。

3. 検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類^(注5)に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

(注5) 公認会計士法施行令第30条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類(法第34条の35第1項)

4. 検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（以下「フォローアップ」という。）を行うことを基本とする。当該国当局による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

5. 行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項について是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品取引法上有効とはみなされない。

(以上)

**公認会計士・監査審査会の実施する
外国監査法人等に対する報告徴収・検査に
関する基本指針**

令和4年4月

公認会計士・監査審査会

I 報告徴収及び検査の相互依拠

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等^(注)の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない場合又は審査会が必要と認めた特定の情報の提供が確保されない場合等上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

(注) 外国監査法人等とは、公認会計士法（以下「法」という。）第34条の35第1項の規定による届出をした者をいう。

II 報告徴収及び検査の目的等

本基本指針においては、報告徴収及び検査の実施に際して、その基本となる実施手続等を示すものとする。

1. 目的

審査会が外国監査法人等に対して実施する報告徴収及び検査は、公益的立場に立ち外国会社等財務書類（法第34条の35第1項に規定する外国会社等財務書類をいう。以下同じ。）に係る監査の質の確保・向上を図る観点から、外国監査法人等における法第2条第1項の業務（以下「監査証明業務」という。）に相当すると認められる業務が適切に行われているかどうかについて、確認・検証することを目的とする。

2. 根拠

審査会が実施する報告徴収及び検査の対象先及び法令上の根拠は以下のとおりである。

(1) 報告徴収（法第 49 条の 3 の 2 第 1 項）

外国監査法人等

(2) 検査（法第 49 条の 3 の 2 第 2 項）

外国監査法人等及び外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に係りのある場所

3. 外国当局との協力関係

外国監査法人等に対する報告徴収及び検査の円滑な実施を確保するため、当該国当局に事前に通知するなど、当該国当局との間において協力関係の充実に努めるものとする。

III 報告徴収

1. 報告徴収の概要

(1) 定期的な報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の事項を記載した書面（以下「書面」という。）の提出を報告徴収により求めるものとする。

① 全ての外国監査法人等：「VIII 報告徴収事項一覧 A.」に定める監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等^(注)による検査・レビュー結果に関する事項

② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の事項に加え「VIII 報告徴収事項一覧 B.」に定める監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する事項

(注) 外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

(2) その他の報告徴収

上記の定期的な報告徴収のほかに、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、外国監査法人等から、審査会として必要な情報の提出を報告徴収により求めるものとする。

2. 外国監査法人等への連絡方法

報告徴収に当たっては、当該外国監査法人等に対し、上記1. に定める事項の提出を求める旨の文書を送付するものとする。当該文書は日本語を原本とし、英語に

よる翻訳文を参考として添付するものとする。

3. 使用する言語

外国監査法人等が提出する書面は、日本語により作成することを原則とするが、英語によって作成することも可能とする。

なお、上記1. に定める事項のうち既存の資料があるものについては、審査会が認める場合には、当該事項につき書面の提出に代えて、当該資料を提出することも可能とする。ただし、提出後に審査会が必要と認める場合については、審査会が指定した部分につき、日本語又は英語による翻訳文を提出するものとする。

4. 理由書の提出

外国監査法人等は、主たる事務所の所在する国の法令等により審査会から報告を求められた事項について書面を提出できない場合にあっては、当該書面の提出に代えて、次に掲げる事項を記載した理由書を提出するものとする。

- ① 提出を求められている事項が外国監査法人等の主たる事務所の所在する国の法令等により記載できない旨及びその根拠となる法令等の内容
- ② ①に記載された事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見
- ③ 提出を求められている事項の記載について当該法令等により第三者の許可、同意又は承認（以下「許可等」という。）を要する場合において、当該許可等が得られなかったことにより当該事項が記載できない場合にあっては、外国監査法人等が当該許可等を得るために講じた措置及び当該措置を講じてもなお当該許可等を得られなかった理由

なお、本理由書の提出なく報告徴収に応じない場合には、審査会はその旨を金融庁に通知するものとする。

5. 提出方法

書面の提出は、審査会あて送付するものとする。

IV 検査

1. 検査事項及び検査方法

(1) 検査事項

審査会の検査における検査事項は以下のとおりとする。

① 外国監査法人等

外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

② 外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に係のある場所

外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

(2) 検査方法

審査会の検査は、以下の方法により行う。

① 検査対象先の帳簿書類その他の物件を検査する。

② 外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が主に以下の法令諸基準等に準拠して実施されているかについて確認・検証する。

イ. 法及び外国監査法人等に関する内閣府令並びに外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関連する法令

ロ. 外国監査法人等が監査証明業務に相当すると認められる業務を行うに当たり準拠した監査の基準（国際監査基準（I S A）、国際品質管理基準第1号（I S Q C 1）等）

ハ. 外国会社等（外国監査法人等に関する内閣府令第4条第1項第3号に規定する外国会社等をいう。以下同じ。）が財務書類の作成に当たり準拠した企業会計の基準（国際財務報告基準（I F R S）等）

(3) 一般的留意事項

検査に当たっては、検査対象先に関する情報の収集に努めるとともに、検査対象先との意思疎通を十分に図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

なお、審査会の立入検査の権限は、法第49条の3の2第3項において準用する第49条の3第4項に規定されているとおり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2. 検査対象先の選定

審査会は、Ⅲにおいて徴収した情報及びその他の情報を分析した結果、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が適切に整備されているか、また、有効に機能しているか等について、検査により確認する必要があると認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、たとえば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、Ⅲの手続きを経ずに、当該外国監査法人等を検査対象先として選定することができるものとする。

3. 検査予告

立入検査は、検査対象先の責任者（代表者又は検査対応に関する権限若しくは責任を有する者をいう。以下同じ。）に対して、原則として立入検査着手の2か月前までに予告を行うものとする。

この場合、検査対象先の責任者に対し、立入検査着手予定日及び検査基準日（検査の基準となる特定の日であり、原則として検査実施の通知日の前営業日）等の検査実施の内容について文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）により通知するものとする。同時に、電話連絡を行い、4.（2）記載の重要事項の説明の日程調整を行うものとする。

なお、検査対象先に対して検査実施を通知するに先立ち、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知するものとする。その際、当該国当局が検査対象先に対して検査を行う予定がある場合には、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施できるよう可能な限りの配慮を行うものとする。

4. 検査実施の留意事項

（1）検証対象範囲

検証対象に関しては次のとおりとし、検査に当たっては、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に留意するものとする。

- ① 個別監査業務については、外国会社等財務書類に係るものに限定する。
- ② 業務管理体制については、監査事務所全体とする。

（2）重要事項の説明

主任検査官は、検査実施の通知日以後立入検査着手日までに検査対象先の責任者に対し、以下の事項について電話会議等の方法により説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的
- ② 検査の実施方法
- ③ その他必要な事項

（3）使用する言語

検査においては、日本語の使用を原則とする。

ただし、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務の

状況や品質管理システムの整備・運用状況の把握を行う場合などにおいて、主任検査官が認めたときは、英語の使用も可能とする。

(4) 検査予告後の質問

検査予告後、主任検査官は、提出された書面等の内容につき確認する必要がある場合は、立入検査着手前においても、検査対象先に対し、検査の手続の一環として文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）で質問を行うことができる。

(5) 検査命令書等の提示

主任検査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示するものとする。

(6) 検査対象先の役職員に対するヒアリング

検査官は、帳簿書類その他の物件の閲覧並びに検査対象先の役職員（監査責任者及び監査補助者を含む。）に対してヒアリングを実施し、法令諸基準等や外国監査法人等の定める品質管理に関する方針と手続への準拠の状況を検証するものとする。

検査官は、上記のヒアリングを行う際に他の者の同席の申し入れがあった場合には、その理由を確認した上で、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めることができる。

(7) 外国監査法人等の代表者等に対するヒアリング

主任検査官は、外国監査法人等の業務等の状況及び品質管理に関する方針に関して、外国監査法人等の代表者等に対してヒアリングを行うものとする。

(8) 検査対象先の就業時間への配慮

検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように配慮するものとする。

立入検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に実施しようとする場合は、検査対象先の承諾を得るものとする。

(9) 効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、立入検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて必要に応じて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

(10) 事実及び経緯の確認

検査官は、帳簿書類その他の物件を実際に調査検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、指摘事項について検査対象先の責任者から確認を得るものとする。

この際、検査官は、必要に応じて質問事項又は指摘事項を記載した文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）に、検査対象先の責任者の認識について記載を求めるものとする。

5. 検査資料の徴求

(1) 既存資料等の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じることができる。

(2) 資料徴求の迅速化等

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を求める場合には、資料徴求の趣旨を適切に説明するものとする。

また、帳簿書類及び業務上のメモ等の原資料（以下「現物」という。）を検査会場において検証する場合には、受渡書を取り交わし、かつ、確実に管理するものとする。

(3) 資料の返却等

検査官は、立入検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料として、現物の一時持出しや返却の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの一時持出しや返却を認めるものとする。

また、検査期間中に徴求した現物は、検査の終了時までには返却するものとする。

6. 立入検査の終了

主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間に生じた認識の相違の有無について、検査対象先の責任者に対して確認した上で、立入検査を終了するものとする。

7. 検査事項に係る意見交換等

主任検査官は、立入検査終了後、検査により把握した外国監査法人等の問題点が整理された段階で、外国監査法人等の責任者に対し、当該問題点等が記載された文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）を送付するものとする。外国監査法人等は、当該文書の検討等に必要な期間として審査会が定めた期間内に、当該文書に記載されている事項に関する意見等を記載した意見書（日本語により作成することを原則とするが、英語によることも可能とする。）を審査会事務局長あてに提出することができる。この場合、意見等の内容を審査会に説明するものとする。

8. 検査結果の通知

検査結果の通知は、審査会会長名において、外国監査法人等の責任者に対して、検査結果を記載した文書（以下「検査結果通知書」という。）を交付することにより行うものとする。なお、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付するものとする。

なお、検査結果の通知の際は、外国監査法人等の責任者から当該通知を受けた旨の受領書を徴するものとする。

V 検査結果等の取り扱い等

1. 検査結果等の取り扱い

(1) 審査会は、検査結果通知書を公表しないものとする。

(2) 検査結果及び検査関係情報^(注)については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、審査会の事前の承諾なく、検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。

また、第三者に対する開示の事前承諾の申請に関しては、主任検査官は、①開示先、開示内容及びその理由を記載した申請書（英語により作成）の提出が必要であること、②当該開示先において第三者に開示しないことについての同意等の取り付けを求め、上記①の申請書中に、この同意等が得られたことについての記載が必要であること、を併せて説明するものとする。

(注) ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。

2. 勧告事案等の公表

(1) 審査会は、公益又は投資者保護に資するため、法第 41 条の 2 の規定に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告した事案について、勧告後、原則として、公表するものとする。

なお、公益又は投資者等への影響等から、審査会が公表することを不相当と判断した事案については、公表を控える等の措置を講じるものとする。

(2) 上記(1)のほか、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、検査対象先及び外国会社等が特定されない形で、検査事務の処理状況について取りまとめて公表するものとする。

VI 情報管理上の留意点

検査官等職員は、報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報を、我が国における個人情報保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理するものとする。その際、特に、以下の点に配慮するものとする。

- (1) 報告徴収及び検査の実施並びに当該国当局との協力に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報をその目的以外には使用（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）してはならない。
- (3) 特に、報告徴収対象先、検査対象先及び当該国当局の秘密事項等に係る情報の取り扱いについては、細心の注意を払う。

VII 施行日

本基本指針は、平成 22 年 1 月 14 日から施行する。

(改正)

本基本指針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

VIII 報告徴収事項一覧（別添のとおり）

VIII 報告徴収事項一覧

A. 全ての外国監査法人等から徴収する情報

I 監査法人等の状況

1. 業務の概況

- (1) 所属国の監査制度の概要（概要を説明する公式サイトアドレスでも可）
- (2) 監査法人等の目的及び沿革
- (3) 監査法人等の法的構造及び所有形態
- (4) 監査法人等のガバナンス
- (5) 監査法人等の組織図

2. 社員等の状況

- (1) 社員、使用人の状況
社員、使用人の人数及び対前年度増減
- (2) 業務執行責任者の役職名、氏名及び職歴

3. 事務所の状況（業務運営及び品質管理を行っている事務所、及び外国会社等を監査する事務所に限る。）

（事務所が2以上あるときは、事務所ごとに記載。）

事務所ごとに、事務所名、所在地、社員数、使用人数、被監査会社数（外国会社等の数を内書き）

4. 関係会社の状況

名称、代表者、所在地、事業内容

5. 売上高の状況

- (1) 直近3会計年度の売上高（監査証明業務及び非監査証明業務の内訳）
- (2) 「3. 事務所の状況」に記載された事務所ごとの売上高が区分して把握されている場合には、当該売上高（監査証明業務及び非監査証明業務の内訳）

6. 被監査会社の概況（外国会社等に限る。）

名称、決算期、資本金、業務執行社員、共同監査人、新規契約又は契約解除の旨

II 業務等の状況

1. 業務の状況

- (1) 業務の内容
 - ① 監査証明業務及び非監査証明業務を提供している会社数、対前年度増減（外国会社等の数を内書き）
 - ② 新たに開始した業務（過去3年間）

(2) 業務の運営の状況

- ① 業務の執行の適正を確保するための措置（経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置を含む。）
- ② 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置（品質管理に関する責任、職業倫理及び独立性、監査契約の新規の締結及び更新、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任、業務の実施（審査の状況を含む。）、品質管理のシステムの監視を含む。）

2. 業務提携の状況

- (1) 公認会計士又は監査法人との間における監査証明業務に関する提携の状況
- (2) ネットワーク組織に属する場合には、当該組織の概要及び当該組織における取決めの概要

3. 訴訟事件の概要

外国監査法人等が監査証明業務に関連して被告となった訴訟事件のうち、

- (1) 過去3年間に終結した件数及び判決等により支払うこととなった金額の総額
- (2) 現在係争中の訴訟事件の件数及び支払の請求を受けている金額の総額

4. 刑事罰又は行政罰等の有無及びその内容

外国監査法人等が監査証明業務に関連して過去3年間に受けた刑事罰又は行政罰等の内容

Ⅲ 行政機関等による直近の検査・レビューの年月及びその結果

検査結果等に基づく改善指示等、改善計画及び改善状況

B. 上場会社を監査する外国監査法人等から徴収する情報

全ての外国監査法人等から徴収する情報に加え、次に掲げる情報

I 上場会社に係る監査証明業務等に関する情報（上場会社ごと）

1. 監査人等の概況

(1) 監査人の状況

- ① 監査責任者等の氏名・連続して監査に関与した期間
- ② 補助者の人数・補助者であって過去において監査責任者であった者の氏名
- ③ 監査人等の異動状況

(2) 監査契約等の状況

- ① 監査報酬等の額（監査証明業務・非監査証明業務）
- ② 監査契約の解除

(3) 品質管理の状況

- ① 品質管理を担当する公認会計士の氏名又は監査法人の部署
- ② 意見審査を行った公認会計士又は監査法人の担当者の氏名等

2. 監査の実施状況

従事者の内訳別（監査責任者又は業務執行社員・公認会計士・その他）の人数・
従事日数又は時間数

II 品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

1. 品質管理のシステムに関連する規程の名称（最終改定日を付記）及びその写し

2. 監査マニュアルの名称（最終改定日を付記）及びその写し

3. ネットワークにおける内部レビューの結果

結果報告書、指摘内容、改善措置及び改善計画、改善状況